

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月19日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 処分をした年月日 平成22年1月19日
- 2 処分を受けた者の商号 鈴木建設株式会社
- 3 主たる営業所の所在地 佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸3188番地2
- 4 代表者の氏名 鈴木純一郎
- 5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可（般-17）第5744号
- 6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

(2) 期間

平成22年1月26日から平成22年1月28日までの3日間

7 処分の原因となった事実

鈴木建設株式会社及び同社代表取締役は、平成21年9月8日に、住宅解体工事において浄化槽を不法に投棄したとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により佐賀簡易裁判所からそれぞれ罰金60万円及び40万円の略式命令を受け、同年9月25日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。